

## 静岡市物品調達業者選定委員会規程

平成15年4月1日

訓令第30号

企業局管理規程第5号

教育委員会訓令第4号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

(設置)

第1条 静岡市が発注する物品の製造の請負（修繕を含む。）又は買入れ若しくは売払い（以下「物品調達」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の審査、競争入札参加者及び随意契約の見積参加者（以下「入札参加者等」という。）の選定等を適正かつ合理的に行うため、静岡市物品調達業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。
- (2) 入札参加者等の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には財政局に関する事務を担当する副市長を、委員には財政局長、観光交流文化局長、環境局長、保健福祉長寿局長、経済局長、上下水道局長及び教育委員会事務局教育局長の職にある者並びに財政局次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、第3条に規定する委員会の構成員（以下「委員会の構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員会の構成員の3分の2以上の賛成で、決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会の会議に出席させることができる。
- 5 委員会において入札参加者等を選定する対象となる物品調達（以下「委員会の審議対象調達」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するもの及び1件の予定価格が同令第3条第1項の総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額（物品等の調達契約に係るものに限る。）以上であるもの（特定調達契約に該当するものを除く。）とする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、委員会の審議対象調達以外の物品調達であっても、委員会の審議の対象とすることができる。
- 6 委員会の審議対象調達（前項ただし書の規定により委員会の審議の対象となるものを含む。以下同じ。）の所管課長は、自ら委員会に出席し、又は指定する職員を委員会に出席させて、当該物品調達の概要等の説明を行うものとする。
- 7 委員会の会議は、公開しない。

（部会）

第6条 委員会に、別表に掲げる部会を置く。

- 2 部会の審議事項は、次に掲げるものとする。
  - （1）委員会の審議対象調達以外の物品調達の入札参加者等の選定に関する事。
  - （2）委員会の審議対象調達の入札参加者等の選定案に関する事。
  - （3）委員会に付議すべき事項のうち、事前審議の必要があると認められるもの
  - （4）前3号に掲げるもののほか、部会長が必要があると認める事項
- 3 部会の会議の運営方法については、前条の規定を準用する。
- 4 部会長は、あらかじめその職務を代理する者を定めるものとする。

（部会審議の省略）

第7条 部会長が必要があると認めるときは、前条第2項第1号に規定する審議事項のうち、1件予定価格が2,000万円未満の物品調達の入札参加者等の選定について、同条の規定による部会の審議を省略し、物品調達の主管課かい内における審議をもって代えることができる。

（庶務）

第8条 委員会及び財政局財政部会に関する庶務は財政局財政部契約課において、保健福祉長  
寿局清水病院部会に関する庶務は保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課において  
処理する。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から助役が選任されるまでの間における第3条第2項及び第4条第3  
項の規定の適用については、第3条第2項中「財務部の事務を所管する助役」とあるのは「財  
務部長」と、「財務部長、生活環境部長」とあるのは「生活環境部長」と、第4条第3項中  
「財務部長の職にある」とあるのは「あらかじめ委員長が指名した」とする。

附 則 (訓令第15号/企管規程第12号/教育訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (訓令第31号/企管規程第21号/教育訓令第17号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (訓令第15号/企管規程第13号/教育訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (訓令第13号/企管規程第11号/教育訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (訓令第26号/企管規程第24号/教育訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (訓令第15号/企管規程第8号/教育訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (訓令第16号/上下管規程第8号/教育訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月22日訓令第14号/上下管規程第8号/教育訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第24号/上下管規程第12号/教育訓令第12号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第14号／上下管規程第9号／教育訓令第5号）  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第32号／上下管規程第11号／教育訓令第7号）  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第9号／上下管規程第13号／教育訓令第9号）  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第10号／上下管規程第13号／教育訓令第9号）  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部会名	部会長	部会員
財政局財政部会	財政局次長	財政局財政部契約課長 財政局財政部契約課課長補佐 財政局財政部契約課物品調達係長及び係員
保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課長 保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課担当課長 保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長